

生 活 保 護 法 に よ る

指定医療機関等の手引き

令和5年1月

船橋市 福祉サービス部 生活支援課

目 次

第1. 生活保護法のあらまし	1
第2. 医療機関の指定	
1. 指定医療機関とは	2
2. 指定医療機関の申請手続	2
3. 指定通知	2
4. 指定の遡及	2
5. 指定医療機関に変更が生じた場合の届出事項	3
第3. 指定医療機関の義務	
1. 医療担当について	4
2. 診療報酬について	4
3. 指導等について	4
4. 届出について	4
5. 不正な手段により給付を受けた場合の費用の徴収	4
6. 罰則	5
第4. 指定医療機関に対する指導及び検査	
1. 指導について	5
2. 検査について	6
3. 指定施術者の取扱い	6
第5. 医療扶助の申請から決定まで	
1. 医療扶助の申請	7
2. 医療の要否の確認	7
3. 医療扶助の決定	7
4. 医療券の発行	7
5. 医療扶助の継続	8
6. 医療要否意見書の記載要領	8
・医療要否意見書（見本）	9
・精神病入院要否意見書（見本）	10
・訪問看護要否意見書（見本）	11

第6. 医療扶助の内容

1. 範囲	1 2
2. 診療方針及び診療報酬	1 2
3. 薬局における調剤について	1 3
4. 移送の取り扱い	1 3
5. 訪問看護の取り扱い	1 3
6. 治療材料の取り扱い	1 4
・給付可否意見書（治療材料・移送）（見本）	1 5
・治療材料券（見本）	1 6
・眼鏡の支給限度額（参考）	1 7
7. 施術の取り扱い	1 8
・給付可否意見書（柔道整復）（見本）	1 9
・給付可否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）（見本）	2 0

第7. 診療報酬の請求手続き

1. 診療報酬の請求	2 1
2. 診療報酬明細書等の記載について	2 2
3. 診療報酬請求権の消滅時効	2 2
・生活保護法医療券（見本）	2 3
・生活保護法医療券連名リスト（見本）	2 4
・千葉県内生活保護公費負担者番号一覧（参考）	2 5

第8. 指定医療機関にご協力願いたいこと

1. 福祉事務所による主治医訪問について	2 6
2. 検診命令について	2 6

第9. 関係法令条文

1. 生活保護法（抜粋）	2 7
2. 生活保護法施行規則（抜粋）	3 4
3. 生活保護法第52条2項の規定による診療方針及び診療報酬	3 9
4. 指定医療機関医療担当規程	4 1

凡例

参照の便宜を図るため、関係法令等の名称を次の略称により注記しています。

法・・・生活保護法

令・・・生活保護法施行令

規・・・生活保護法施行規則

第1. 生活保護法のあらまし

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的としています。このような目的を達成するため、生活保護法（以下「法」という。）は、次のような基本原理・原則によって支えられています。

基本原理・原則		説明
基本原理	無差別平等の原理 (法第2条)	生活に困窮するすべての国民は、本法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活保障の原理 (法第3条)	本法により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	補足性の原理 (法第4条)	本法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。
基本原則	申請保護の原則 (法第7条)	本法による保護は、要保護者、その扶養義務者、または、その他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則 (法第8条)	本法による保護の基準は厚生労働大臣が定めます。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じ必要な事情を考慮して定められています。
	必要即応の原則 (法第9条)	本法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位の原則 (法第10条)	本法による保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定められる場合があります。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類に区分され、医療扶助、介護扶助は現物給付で、他の扶助は金銭給付を原則としています。なお、2種類以上の扶助を同時に受ける場合を併給、1種類の扶助だけを受取る場合を単給と言います。

第2. 医療機関の指定

1. 指定医療機関とは

生活保護法による医療扶助のための医療を担当する機関を言い、国の開設した医療機関については厚生労働大臣が主務大臣の同意を得て、その他の医療機関については開設者の同意を得て、知事若しくは指定都市、中核市の市長が指定したものを言います。

なお、医療扶助のための現物給付を担当する機関として指定医療機関及び指定施術者があります。

2. 指定医療機関等の申請手続

新たに指定を受けようとする医療機関は、指定申請書、誓約書及び保険医療機関指定通知書を生活支援課へ提出してください。

なお、医療機関の指定は6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過をもって効力を失いますので指定の期間には十分ご注意ください。

また、施術者（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）が指定を受けるときは指定申請書、誓約書及び登録する免許証の写しを生活支援課へ提出してください。

法による指定の取消しを受けた医療機関にあつては、原則として取消しの日から5年以上経過したものであることが必要です。

3. 指定通知

市長は、医療機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示します。

4. 指定の遡及

指定日は、別段の申出がない限り市長が決定した日となりますが、指定申請の際、既に被保護患者の診療を行っている場合や開設者の変更等があった場合で、被保護患者が引き続き受診しているなどの理由で第三者の権利関係にまったく不利益を与える恐れがない場合に限り遡及します。その期間は、おおむね数ヶ月です。

5. 指定医療機関等の届出を要する事項一覧表

下記のような事項が生じた場合は、生活支援課を経由して市長に届出書を提出してください。
診療科目、勤務医に変更があった場合は書類による届出は不要ですが、電話にて生活支援課に連絡してください。

届出を要する事項		指定申請書・誓約書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届
(1) 病院、診療所、薬局、助産師又は施術者が新たに生活保護法による指定を受ける場合		○					
(2) 既に指定されている医療機関等である場合	医療機関コードが変更になった場合 ・開設者の変更（親から子など） ・所在地の移転 ・機関の組織変更（法人化など）	○	○				
	医療機関コードが変わらない場合 ・医療機関の名称に変更があったとき ・医療機関の住所や所在地が、住居表示変更や地番整理により変更があったとき ・開設者の氏名・生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき ・管理者の氏名・生年月日及び住所に変更があったとき ・助産師、施術者の住所変更（市内から市内へ変更） ・助産機関、施術機関の開設者の場合、助産機関、施術機関の所在地変更（市内から市内へ変更）			○			
	・指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が死亡、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が業務を廃止した場合 ・天災、火災その他の原因により、指定医療機関の建物又は設備の相当部分が滅失又は損壊した場合 ・助産師、施術者の住所変更（市内から市外へ変更） ・助産師、施術者の開設者の場合、施術所の所在地変更（市内から市外へ変更）		○				
	・建物一部改築、勤務医師等の不足等のため医療機関の開設者又は本人が自己の意思により当該医療機関又は当該業務を一時的に休止する場合				○		
	・休止中の指定医療機関が、医療業務を再開したとき					○	
	・指定医療機関の指定を辞退しようとするとき（30日以上の予告期間を設けること）（法第51条第1項）						○

※指定申請書・誓約書を提出する場合、医療機関は保険医療機関指定通知書の写しを、助産師、施術者は申請対象となる免許証の写しを、併せて添付してください。

第3. 指定医療機関の義務

指定された医療機関は、次の事項を守ってください。(守っていただくことができない場合、法第51条第2項により指定医療機関の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されることがあります)

1. 医療担当について

- (1) 福祉事務所長等から委託を受けた患者について懇切丁寧にその医療を担当すること。(法第50条第1項)
- (2) 指定医療機関医療担当規程の規定に従うこと。(厚生労働省告示)
- (3) 医療機関の診療方針は、国民健康保険の診療方針の例により医療を担当すること。(法第52条第1項)
- (4) 医師が医学的知見に基づき、後発医薬品をしようすることができるものと認めたものについて、被保護者に対し、原則として、後発医薬品の使用を促すことにより、その給付を行うものとする。こと。(法第34条第3項)

2. 診療報酬について

- (1) 患者について行った医療に対する報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によること。(法第52条第1項)
- (2) 診療内容及び診療報酬の請求について市長の審査を受けること。(法第53条第1項)
- (3) 市長の行う診療報酬額の決定に従うこと。(法第53条第2項)

3. 指導等について

- (1) 患者の医療について、厚生労働大臣又は市長の行う指導に従うこと。(法第50条第2項)
- (2) 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する市長の報告命令に従うこと。(法第54条第1項)
- (3) 市長が担当調査員に行わせる立入検査を受け入れること。(法第54条第1項)

4. 届出について

指定医療機関は、届出事項に変更等が生じた場合、該当する届出をすみやかに行わなければなりません。(規則第14条・第15条)

届出書は、船橋市ホームページよりダウンロードし生活支援課に提出してください。

5. 不正な手段により給付を受けた場合の費用の徴収

偽りその他不正の行為によって、医療の給付に要する費用の支払いを受けた指定医療機関があるときは、当該費用を支弁した市長は、その費用の額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができます。(法第78条第2項)

6. 罰則

法第54条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、若しくは提出をしない場合等については30万円以下の罰金が徴収されます。(法第86条第1項)

第4. 指定医療機関に対する指導及び検査

1. 指導について

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 対象

すべての指定医療機関

(3) 内容及び方法

ア. 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示、通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施します。

イ. 個別指導

①個別指導は、被保護者に対する援助の充実が効果的におこなわれるよう福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録、診療報酬明細書、その他の帳簿書類等を閲覧し、関係者から説明していただくなど面接懇談方式により行います。なお、個別指導を行ったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその受診状況等を調査する場合があります。

②個別指導は原則として実地に行いますが、必要に応じ指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に参集していただき、集合指導を行う場合があります。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象指定医療機関に文書で通知します。

(5) 指導結果

- ア. 指導の結果、今後特に留意していただきたい事項があれば、指定医療機関に文書により通知いたします。
- イ. 診療報酬額に過誤が認められ、当該指定医療機関の了解を得た場合は、支払基金へ連絡して今後支払う予定の診療報酬額から、これを過誤調整するか又は直接請求の方法により返還していただきます。

2. 検査について

(1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底し、医療扶助の適正な実施を図ることを目的とします。

(2) 対象

検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定医療機関及び個別指導を受けることを拒否する指定医療機関とします。ただし、上記以外の指定医療機関であっても、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があって直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

(3) 内容及び方法

検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬請求の適否について、診療報酬明細書、診療録その他の帳簿書類の照合等の調査により実地に行います。

なお、必要に応じ患者についての調査を併せて行う場合があります。

(4) 実施上の留意点

- ア. 検査の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知します。
- イ. 実施時期の決定にあたっては、地方厚生（支）局及び衛生関係部（局）課等の行う指導及び監査の計画等との調整を図ります。
- ウ. 検査にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持します。

(5) 検査後の措置

指定医療機関に対する行政上の措置としては、事案の軽重により指定取消、戒告、注意の3種類があり、経済上の措置としては、診療報酬の過誤調整又は返還があります。

3. 指定施術者の取扱い

1 から 2 までに定めるところは、指定施術者について準用されます。

第5．医療扶助の申請から決定まで

医療扶助が申請されてから決定されるまでの一般的な事務手続きは、次によります。

1．医療扶助の申請

医療扶助を受けたい患者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請をする必要があります。しかし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても職権により保護が行われることがあります。

保護の申請は、新規の場合は保護申請書を、既に他の保護を受給している場合は保護変更申請書を提出しています。

2．医療の要否の確認

- (1) 申請を受けた福祉事務所は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料にするため医療要否意見書・精神病入院要否意見書・訪問看護要否意見書等の各要否意見書を申請者に対し発行し、それにより指定医療機関から意見を徴して医療の要否を確認します。
- (2) すでに生活保護を受給中の者で医療の必要性が明白に認められる時（入院外に限る）は、医療要否意見書の提出を求めることなく被保護者の保護変更申請書（傷病届）により医療扶助を決定（変更）のうえ医療券の発行ができます。（ただし4ヶ月目以降の継続診療については、医療要否意見書の提出が必要となります。）

3．医療扶助の決定

福祉事務所長は、医療機関から提出された各要否意見書を検討し、医療の要否、他法(例えば、感染症法、精神保健福祉法等)の適用等について検討したうえ、医療扶助の決定を行います。

ただし、初めて保護を受けようとする要保護者については、その世帯の収入認定額及び最低生活費の算定が行われ、所要医療費概算月額と対比して、医療扶助の決定が行われます。

4．医療券の発行

医療扶助が決定された場合は、その必要とする医療の種類により、例えば医療における入院、入院外、歯科、調剤というように、その必要とする医療券やその他の給付券が発行されます。

医療券は、暦月を単位として発行され、有効期間や受給者番号、本人支払額等が記入されていますので、これらを確認のうえ診療にあたってください。

5. 医療扶助の継続

継続して医療扶助が必要な場合は、下記により医療券が発行されます。

	医療扶助適用当初	引き続き医療扶助を継続する場合
・既に他の保護(生活扶助など)を受けている入院外患者	当初3ヶ月間医療要否意見書の提出を求めないで医療券を発行します。但し、必要がある時は、医療要否意見書を求めることがあります。	3ヶ月を超えて引き続き医療を必要とするとき第4月分の医療券を発行する前に、医療要否意見書の提出を求めます。以降承認期間経過(最長6ヶ月)ごとに医療要否意見書の提出を求め、要否を検討します。
・入院患者 ・医療扶助のみを受けている入院外患者	医療要否意見書により医療の必要性を検討したうえ、医療券を発行します。	医療要否意見書の承認期間を超えて引き続き医療を必要とするとき継続の医療要否意見書の提出を求め、要否を検討したうえ、医療券を発行します。

6. 医療要否意見書の記載要領

医療要否意見書は医療の要否を判定するとともに、被保護世帯の処遇方針を確立するうえで、きわめて重要な資料となることをご理解いただき下記事項について格別のご配慮をお願いいたします。

(1) 「主要症状及び今後の診療見込」欄の記載

医学的所見を具体的に記載してください。時々未記載であったり、患者の主訴のみを記載されている例がありますのでご注意ください。また、特に継続入院の医療要否意見書の場合は、継続入院の必要性の有無がわかりやすいように記載してください。

(2) 「診療見込期間」欄の記載

保護の要否判定、処遇方針を確立する上で重要ですので必ず記入してください。記入に際し入院外・入院の区別を明確にお願いします。

なお、見込み期間の記入については、“1ヶ月未満の場合には見込み日数を、1ヶ月以上の場合には見込み月数を3ヶ月、6ヶ月等”と月単位で記入してください。

(3) 切取線以降の記載は不要です。

交付番号

医療要否意見書

(年 月 日 から 年 月 日まで)

ケース番号	個番	診療別	単・併	*受理年月日 年 月 日
(患者氏名) 住所: _____ _____ (才) に係る医療の要否について意見を求めます。 _____ (年 月 日生) _____ 長 様 (_____)				
千葉県船橋市福祉事務所長				

傷病名又は部位	(1)	初診年月日	(1)	年 月 日	転帰 (継続のとき記入)	年 月 日		
	(2)		(2)	年 月 日		治ゆ	死亡	中止
	(3)		(3)	年 月 日				

主要症状及び今後の診療見込	(年 月 日入院) (今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果等を記入して下さい)				
(福祉事務所への連絡事項)					

診療見込期間	入院外	ヶ月 日間	概算医療費	(1)今回診療日以降1か月間	(2)第2か月日以降6か月目まで	就労の可否について	(該当数字に☑印を付してください)			
	入院	期間		ヶ月 日間	円		円	<input type="checkbox"/> 現在受診しつづ可能である <input type="checkbox"/> 軽作業 <input type="checkbox"/> 普通作業		
		(予定)年月日		年 月 日	(入院料) 円		(入院料) 円	<input type="checkbox"/> あと ヶ月で稼働見込あり <input type="checkbox"/> 稼働能力なし		

上記のとおり (入院外 入院) 医療を (要する 要しない) と認めます。

千葉県船橋市福祉事務所長 様 年 月 日

指定医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長
担 当 医 師 (診 療 科 名)

*嘱託医の意見 _____

*地区担当員 _____ 要否意見書発行番号 _____

----- (切 取 線) ----- (契) -----

*発行取扱者		診療料・検査料請求書
*発行年月日	_____	年 月 日
*受理年月日	_____	年 月 日
千葉県船橋市福祉事務所長 様		
指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名		

下記の通り請求します。

この券による診療年月日	年 月 日	*受診者氏名	(才)
請 診 察 料	初・再	点	検査名
求 料		点	
額 料		点	
合 計		点 円	* 社保等負担額 円 差引計 円

保護変更申請書（傷病届）

	*指定医療機関名		*発行年月日	
			*受理年月日	年 月 日
利用者氏名		居住地		
世帯主氏名		現在受けている扶助	生・住・教・介・医・その他	
病状および理由				
上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。				
年 月 日				
住 所 申請者 氏 名 利用者との関係				

訪問看護要否意見書（新規・継続）

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

ケース番号 -

*利用者氏名		*生年月日	
主たる病名		訪問看護開始年月日	年 月 日
病状・治療状態 (改善の見込み等)			
訪問看護見込期間	箇月	訪問看護見込回数 (1週当たり)	<input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 4回以上 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 3回 (週当たり 回)
実施が適切と思われる訪問看護事業者	所在地 名 称		
上記のとおり訪問看護を (<input type="checkbox"/> 要する <input type="checkbox"/> 要しない) と認めます。			
年 月 日			
指定医療機関の所在地および名称			
院 (所) 長 (担当医師) 氏名			
*福祉事務所 嘱託意見欄	1. 訪問看護の要否 (ア. 要する イ. 要しない) 2. 訪問看護見込期間 (箇月) 3. 訪問看護見込回数 (1週当たり 回 (週当たり 回)) 4. 参考意見 年 月 日 <div style="text-align: right;">嘱託医 ㊟</div>		

*印の欄は福祉事務所で記入します。

要否意見書発行番号

第6．医療扶助の内容

1．範囲

医療扶助は次に掲げる事項の範囲内で行われます。(法第15条)

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

この範囲は、国民健康保険及び健康保険における療養の給付と療養の支給との範囲を併せたものとほぼ同様とみることができます。

しかし、まったく同一の範囲ではなく、最低生活の保障を目的とする生活保護法では、医療上必要不可欠のものであれば、給付するようになっています。

例えば、国民健康保険法等の支給範囲を超える治療材料等であっても生命の維持に必要不可欠なものであれば、支給される道が開かれています。この場合は、必ず事前にご相談ください。なお、特定療養費の支給に係るものは認められません。

また、歯科診療について、補てつ材料に金合金(金位14カラット以上)を使用することは、認められません。

2．診療方針及び診療報酬

(1) 一般診療方針及び一般診療報酬

ア．診療方針

指定医療機関が医療を担当する場合の診療方針は、原則として国民健康保険法第40条第1項の規定により準用される保険医療機関及び保険医療養担当規則第2章保険医の診療方針並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条調剤の一般的方針又は老人保健法第30条第1項の規定に基づく老人保健法の規定により医療の取り扱い及び担当に関する基準第2章保険医による医療の担当及び第30条調剤の一般方針によります。

イ．健康保険における結核等の治療基準及び治療方針、使用医薬品、使用合金その他の診療方針又はその取扱いが改正された場合は、法第52条第2項の規定による診療方針に定めるものを除いて自動的に準用します。

ウ．診療報酬の額の算定方法

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示54号)及び老人保健法の規定による医療を要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示72号)を準用して行います。

また、上記の規定が改定された場合は、自動的に準用します。

(2) 法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の例によることとされていますが、この原則によることができないか、これによることを適当としないときの診療方針及び診療

報酬は、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和34年5月6日厚生省告示第125号）」により定められています。

3. 薬局における調剤について

医療扶助を申請した者から、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申し出があった場合には、医療券と同時に調剤券を発行します。

指定医療機関が処方箋を発行する場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第23条に規定する様式に必要事項を記載して発行してください。

指定薬局は、調剤録に、次の事項を記入し保存してください。ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方箋調剤録と同様の事項を記入したのものをもってかえることができます。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 調剤券を発行した福祉事務所長名
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社会保険負担額、他法負担額及び本人支払額

4. 移送の取扱い

移送の給付については、給付要否意見書（移送）の提出を求めてその要否を判断し、最小限度の実費を次の範囲により給付します。

- (1) 入院、転院、退院、通院、検診命令による受診又は外泊（病院長が精神病等入院患者の治療効果を判定するために、当該患者を一時外泊させてその病状の経過を観察することが適当であると認めた場合に限り。）に伴う移送のための交通費。（付添、供血又は死体腎若しくは骨髄の移植を必要とする真にやむを得ない事情があるときは付添人、供血者又は腎摘出若しくは骨髄採取のため派遣された医師についても認められます。）
- (2) 医療機関の自家用車及びこれに準ずるもの以外の交通機関による往診時のための交通費
- (3) 医療機関の自家用車による往診時の場合はその燃料代
- (4) 死体腎又は骨髄を移植するために摘出腎又は骨髄を搬送した場合は、その燃料代（ただし、国内搬送に限る。）

※通院証明書について

被保護者の通院日数を確認するために、生活支援課から指定医療機関に対して、証明を依頼することがあります。お手数ですがご協力をお願いします。

5. 訪問看護の取扱い

訪問看護は、その必要性につき訪問看護要否意見書を指定医療機関から求め、給付の要否意見書を検討のうえ、現物給付します。

訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認められます。

なお、利用者の選定に係る営業時間外の訪問看護は、これを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限り認められます。

6. 治療材料の取扱い

治療材料の給付、若しくは貸与又は修理については、次に掲げる材料の範囲において、給付
要否意見書（治療材料）の提出を求めてその要否を判断し、必要最小限度のものを給付、貸与、
修理しますが、必ず事前に生活支援課に連絡してください。

ただし、一般診療報酬の額の算定方法により支給できる場合及び障害者総合支援法や介護保
険法等により支給又は貸与される場合等には、治療材料の給付等はできません。

《治療材料給付方針及び治療材料費》

（ア）国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血

治療材料の費用は、国民健康保険の療養費の例によります。

（イ）義肢・装具・眼鏡・収尿器・ストマ用装具・歩行補助つえ

治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限り
ます。治療材料の費用は、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関す
る基準の別表に定める額の100分の106に相当する額となります。

（ウ）尿中糖半定量検査用試験紙

現に糖尿病患者であって、医師が食事療法に必要と認めた場合に限り必要最小限度の量
を給付することができます。

（エ）吸引器

喉頭腫瘍で喉頭を摘出した患者等の気管内に分泌物が貯留し、その自立排泄が困難な者
を対象とし、病状が安定しており、社会復帰の観点から吸引器使用による自宅療養のほう
がより効果的であり、当該材料を給付しなければ、吸引器による処置のために入院が必要
である場合に限ります。また、器具の使用に習熟していることが必要です。なお、器具は
必要最小限度の機能を有するものに限ります。

（オ）ネブライザー

呼吸器等疾患に罹患し、社会復帰の観点から当該材料の使用による在宅療養がより効果
的である者であって、当該材料を給付しなければ、ネブライザーによる処置のために入院
が必要である場合に限ります。なお、装置の使用に習熟していることが必要であり、通院
による処置対応が可能な者については除きます。なお装置は、必要最小限度の機能を有す
る者に限ります。

（特別基準の設定）

上記以外の材料について、当該材料の給付等によらなければ生命を維持することが困難
である場合又は生命の維持に直接関係はないが、症状等の改善を図るうえで他に代わるべ
き方法がない場合で治療の一環としてその材料を必要とする真にやむを得ない事由が認
められる場合については、一定の条件のもとで特別に承認される場合があります。

給付可否意見書（所要経費概算見積書）

		*取扱業者名					
1 治療材料 2 移送				*受理年月日 年 月 日			
		* 1 新規 2 継続					
		* (年 月 日 以降の) (氏名) (歳)に係る					
		1 治療材料 2 移送の給付の可否について意見を求めます。 (年 月 日 生)					
		長 様					
		()		千葉県船橋市福祉事務所長			
要否意見書 (医師記載欄)	傷 病 名		傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	(1)						
	(2)						
	(3)						
	給付内容	治療材料	種類				
			使用見込期間	か月			
移送		種類・区間					
	治療に必要な通院頻度	1 か月に 日					
		移送を要する見込み期間	か月				
(患者氏名)							
_____ について上記のとおり、給付を (<input type="checkbox"/> 要する <input type="checkbox"/> 要しない) と認めます。							
年 月 日							
指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長							
所要経費概算見積 (取扱業者記載欄)	治療材料	給付方法	種類	品名 (商品名)	単価	数量	金額
		購入					
		合計	/	/	/		
		貸与・修理					
		合計	/	/	/		
(治療材料)							
_____ について、上記のとおり概算見積します。							
年 月 日							
取扱業者の所在地及び名称							
*福祉事務所整理欄	(移送費概算額等を記載)						
*嘱託意見							

*ケース番号

—

*地区担当員

*発行取扱者

(記載注意) *印欄は福祉事務所です記入するので、記載しないこと。

要否意見書発行番号

治療材料券・治療材料費請求明細書

生活保護法 治療材料券	※地区担当	※取扱担当者		
	交付番号	この券の有効期限	まで	
	受給者氏名	(歳)	居住地	
	取扱業者		住所地	
種類 (給付方法)	※給付方法の記載がない場合は購入		金額	円

治療材料費請求明細書	種 類	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
	計				
	※ 社保負担 (健・共)		有 無 割	円	
	※ 他法負担		有 無 割	円	
	※ 本人支払額			円	
	差引請求 (支払) 金額			円	

- (注) 1. 本人支払額は、物品納入と同時に徴収してください。
 2. 治療材料費は、福祉事務所へ請求してください。
 3. ※印欄は、福祉事務所にて記入します。

請求者 住所
氏名

眼鏡の支給限度額

令和元年10月1日

眼鏡の支給限度額は、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)の別表に定める額の100分の106に相当する額となっています。

※下記の金額は、基準額に106%をかけたものです。

① 眼鏡一式 (円)

度数	単焦点一式		遠近両用一式	
	乱視なし	乱視あり	乱視なし	乱視あり
6D未満	18,656	23,108	28,832	33,284
6D以上 10D未満	21,412	25,864	34,344	38,796
10D以上	25,440	29,892	42,400	46,852

(注)乱視ありの金額は、片眼乱視又は両眼乱視とも同一金額です。

② フレームのみ(修理) 8,480 円

③ レンズのみ(修理・度数の変更) (円)

度数	矯正用レンズ乱視なし		矯正用レンズ乱視あり	
	両眼	片眼	両眼	片眼
6D未満	10,812	5,406	15,264	9,858
6D以上 10D未満	13,674	6,837	18,126	11,289
10D以上	17,808	8,904	22,260	13,356

船橋市生活支援課

7. 施術の取扱い

施術の範囲は、柔道整復、あん摩、マッサージ及びはり・きゅうであり、その給付は次により取扱われます。

施術の支給につき申請を受けた福祉事務所長は、その必要性につき給付要否意見書（施術）を指定医療機関から求め医師の同意を得たうえでその要否を決定します。

	柔道整復	あんま・マッサージ	はり・きゅう
医師の同意	打撲又は捻挫の患部に手当する場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は不要。 ただし、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当する場合は必要。	必要	必要
同意の確認方法	要否意見書の医師同意欄による。	要否意見書の医師同意欄又は医師の診断書による。	要否意見書の医師同意欄又は医師の診断書による。
給付要否意見書の医師意見欄の記載方法	施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したもので可。（この場合の前提としては施術者が同意を得た旨が施術録に記載されていること。）	医師が当該施術にかかる医師の意見を記載する。但し、引き続き6ヶ月を超えて施術を必要とする場合、変形徒手矯正術の場合を除き、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地、及び同意年月日を記載したもので可。	医師が当該施術にかかる医師の意見を記載する。但し、引き続き6ヶ月を超えて施術を必要とする場合、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地、及び同意年月日を記載したもので可。
同一傷病における医療との重複	可	可	不可
承認期間	継続は第4月以降承認期間を経過する毎に要否を検討する。	継続は第7月以降承認期間を経過する毎に要否を検討する。	

※はり・きゅうについては、指定医療機関による医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの又は治療効果があらわれていないと判断されるものを対象としますが、指定医療機関の医療の給付を受けている期間は、その疾病に係るはり・きゅうは行うことができません。

給付要否意見書（柔道整復）

※指定施術者名

ケース番号：

※福祉事務所	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日		
	※ () 以降の (氏名) (歳) に係る施術の給付の要否について意見を求めます。 (生)				
要 否 意 見	傷病名(部位)	初検年月日	転帰(継続の場合)		傷病の程度及び給付を必要とする理由
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続		
(6)	年 月 日	治癒・中止・継続			
見	療養(治癒)見込期間		概算見積額(初検時又は4か月目以降)		
	か月又は 日間	1月目	円	2月目	円
(柔道整復師記載欄)	(患者氏名) _____ について、上記のとおり給付を(1要する 2要しない)と認めます。				
	年 月 日				
医師同意	指定施術機関の所在地及び名称 院(所)長				
	(注)脱臼又は骨折(応急手当を除く)の場合のみ同意が必要				
※囑託医意見					

印

※地区担当員

※発行取扱者

(記載注意)

- 1 転帰「(継続の場合)」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 2 「療養(治癒)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時(3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月目以降)の療養(治療)見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 3 「医師同意」欄は、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したものであり、差支えないこと。
- 4 ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

7. 診療報酬の請求手続

1. 診療報酬の請求

指定医療機関が診療報酬を請求するには、福祉事務所が交付した医療券等から「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の省令」等で定められた一般の診療報酬明細書に必要な事項を転記し、社会保険診療報酬支払基金へ提出してください。この場合、下記事項にご留意願います。なお、医療券等は、生活保護を受けている人が医療機関の窓口へ持参するか、毎月月末までに生活支援課から送付いたします。

(1) 有効な医療券の確認

被保護者の診療又は調剤の給付にあたって医療券等（注1）を確認するとともに、医療券等を有しない被保護者であって緊急を要する場合には、診療後速やかに福祉事務所に連絡し、医療券等を受領の上で、診療報酬等を請求してください。

(2) 医療券等からレセプトへの必要事項の転記

医療券等からレセプトへ公費負担者番号・受給者番号・本人支払額（注2）等必要事項を転記してください。

毎月末において、必ず該当者の医療券等が届いているか確認していただき、届いていなければ福祉事務所に連絡して、医療券等の交付を受けるようにしてください。

(3) 診療及び診療報酬請求に関する帳簿・書類の保管及び処分

指定医療機関担当者規程に基づき、診療及び診療報酬請求に関する帳簿及び書類は5年間保存してください。また、保管期間終了後は、生活支援課に返送するか、患者のプライバシー等に十分な配慮の上、医療機関の責任のもと処分してください。

(4) 医療券受領書の返送

医療券を郵送する場合、医療券と共に医療券受領書を同封させていただくことがあります。医療券受領書が届きましたら記名押印して生活支援課まで返送してください。

（注1）他法（社会保険、感染症法37条・37条の2、更生医療等）との併用の場合は、併用券が交付されますので他法をご確認の上請求してください。

（注2）医療券の「本人支払額」欄は、福祉事務所で医療券を発行する際に記入しますから、この欄に金額の記載がある場合には、直接患者から当該金額を本人負担として窓口徴収してください。

2. 診療報酬明細書等の記載について

診療報酬明細書等の記載については、**健康保険の例**によりますが、次の点に留意してください。ただし、「診療開始日」欄は費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入してください。

- (1) 「傷病名」欄には、健康保険の例により傷病名を記入してください。
- (2) 医療券の有効期間の延長が必要と思われるときは、福祉事務所へ連絡のうえ補正を受けてください。
- (3) 送付された医療券の当該月に診療がない場合には、お手数ですが速やかに福祉事務所へ返還してください。
- (4) 老人保健法と健康保険法との併用医療を受ける者に係る一部負担金及び食事療養費一部負担金については、直接患者から徴収することなく支払基金にあて請求してください。
- (5) 医療券の「本人支払額」欄は、福祉事務所で医療券を発行する際に記入しますので、これらの欄に本人支払額の記載がある場合には、直接患者から徴収してください。
- (6) 歯科診療について、補てつ材料に金合金（金位14カラット以上）を使用することは、認められません。
- (7) 健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対する結核予防法第34条の公費負担の申請協力料について、健康保険の被保険者である被保護者については、診断書の記載料（1,000円）及び手続協力料（1,000円）の両方について保険給付の対象となるので、診断書の記載料及び手続協力料の残り（本人負担分）が医療扶助の対象となります。一方、健康保険の被扶養者である被保護者の場合は、診断書の記載料のみが保険給付の対象となります。
- (8) 障害者総合支援法による精神通院に関する公費負担申請に要する診断書作成等のための費用については、被保護者の場合、3,000円を限度として請求することができますので、所定の請求書により福祉事務所に請求してください。
- (9) 長期入院患者に係る診療報酬については、医療券と共に所定の様式の請求書を送付しますので、その請求書により福祉事務所に直接請求してください。

3. 診療報酬請求権の消滅時効

診療報酬請求権の消滅時効については民法第166条第1項の規定が適用され、診療月の翌月1日から起算して5年となります。

生活保護法医療券

交付番号 第 _____ 号
(_____ 分)

公費負担者番号								有効期間	日から 日まで
受給者番号								単独・併用別	
氏名	() 生								
居住地									
指定医療機関名									
傷病名	(1)	診療別		入院外 入院科 調剤 訪問看護					
	(2)	本人支払額		円					
(3)									
地区担当	取扱担当者								印
備考	社会保険		あり(健・共) なし						
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2		あり なし						
	その他								

注1. 「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者等の名称を記入する場合には、訪問看護ステーションの名称も併せて記入してください。

注2. 個人情報に記載されていますので、取扱には御留意願います。

作成日：

公費負担者番号

印

生活保護法 医療券

取扱担当員

受給者番号	氏名	居住地	診療年月 有効期間	診療 単併 別	備考 他法・その他	傷病名	本人 支払額	地区担当
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	
	生()		日～日				円	

注1 個人情報が記載されていますので、取扱には御留意願います。

(参考) 千葉県内生活保護公費負担者番号一覧

船 橋 市	1 2 1 2 2 0 1 6
-------	-----------------

旭 市	1 2 1 2 3 1 1 3	銚 子 市	1 2 1 2 1 3 1 5
我 孫 子 市	1 2 1 2 3 8 1 6	東 金 市	1 2 1 2 2 9 1 7
市 川 市	1 2 1 2 1 6 1 2	富 里 市	1 2 1 2 4 9 1 3
市 原 市	1 2 1 2 3 5 1 9	流 山 市	1 2 1 2 3 6 1 8
印 西 市	1 2 1 2 4 7 1 5	習 志 野 市	1 2 1 2 3 2 1 2
浦 安 市	1 2 1 2 4 3 1 9	成 田 市	1 2 1 2 2 7 1 9
柏 市	1 2 1 2 3 3 1 1	野 田 市	1 2 1 2 2 4 1 2
勝 浦 市	1 2 1 2 3 4 1 0	富 津 市	1 2 1 2 4 2 1 0
鎌ヶ谷市	1 2 1 2 4 0 1 2	松 戸 市	1 2 1 2 2 3 1 3
鴨 川 市	1 2 1 2 3 9 1 5	茂 原 市	1 2 1 2 2 6 1 0
木 更 津 市	1 2 1 2 2 2 1 4	八 街 市	1 2 1 2 4 6 1 6
君 津 市	1 2 1 2 4 1 1 1	八 千 代 市	1 2 1 2 3 7 1 7
佐 倉 市	1 2 1 2 2 8 1 8	四 街 道 市	1 2 1 2 4 4 1 8
佐 原 市	1 2 1 2 2 5 1 1	八 日 市 場 市	1 2 1 2 3 0 1 4
白 井 市	1 2 1 2 4 8 1 4	東 葛 飾 支 庁	1 2 1 2 0 0 1 0
袖ヶ浦市	1 2 1 2 4 5 1 7	印 旛 支 庁	1 2 1 2 0 0 2 8
館 山 市	1 2 1 2 2 1 1 5	香 取 支 庁	1 2 1 2 0 0 3 6
千葉市中央区	1 2 1 2 1 0 1 8	海 匝 支 庁	1 2 1 2 0 0 4 4
千葉市花見川区	1 2 1 2 1 0 2 6	山 武 支 庁	1 2 1 2 0 0 5 1
千葉市稲毛区	1 2 1 2 1 0 3 4	長 生 支 庁	1 2 1 2 0 0 6 9
千葉市若葉区	1 2 1 2 1 0 4 2	夷 隅 支 庁	1 2 1 2 0 0 7 7
千葉市緑区	1 2 1 2 1 0 5 9	安 房 支 庁	1 2 1 2 0 0 8 5
千葉市美浜区	1 2 1 2 1 0 6 7	君 津 支 庁	1 2 1 2 0 0 9 3

第8. 指定医療機関にご協力願いたいこと

1. 福祉事務所による主治医訪問について

傷病を理由に生活保護を受給している者の早期回復を図り社会復帰を援助するためには、主治医の専門的な意見が必要であり、指定医療機関と福祉事務所との密接な連携が重要です。

病状把握については、日時、方法等、医療機関に過重な負担をかけないように配慮致しますので、ご協力をお願い致します。

2. 検診命令について

福祉事務所では、生活保護を受けている方又は申請されている方の病状を把握するため、次のようなときに検診を受けるべき旨を命じる事があります。(法第28条)

- ア. 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。
- イ. 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。
- ウ. 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
- エ. 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。
- オ. 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。
- カ. 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。
- キ. 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。
- ク. その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によります。また、検診結果を所定の様式(※)以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円(ただし、障害認定に係るものについては6,090円、指定難病の支給認定に係るものは5,000円)を限度として文書料を請求できますので、所定の検診料請求書により生活支援課に請求してください。

※ 所定の様式以外の書面により作成する必要がある場合の例

- ・身体障害者手帳の交付を受けるための診断書作成
- ・国民年金又は厚生年金の障害給付(障害基礎年金、障害厚生年金)等の申請のための診断書作成

また、障害者総合支援法の対象となる精神通院医療の申請の際の診断書料については、限度額は3,000円となりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。所定の請求書により生活支援課に請求してください。

第9. 関係法令条文

1. 生活保護法（抜粋）

（医療扶助）

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（報告、調査及び検診）

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（医療扶助の方法）

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができることを認められたものについては、被保護者に対し、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

- 第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消の処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決

定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければ

ならない。

- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

- 第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
 - 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
 - 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

- 第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

- 第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。
- 2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機

関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（告示）

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。
- 二 第五十条の二（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第五十一条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

- 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
- 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

- 4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

2. 生活保護法施行規則（抜粋）

（後発医薬品）

第四条の二 法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品

（指定医療機関の指定の申請）

第十条 法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
 - 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
 - 四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（法第四十九条の二第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）
 - 五 その他必要な事項
- 2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和三十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第四項及び第十一条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地

- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
 - 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
 - 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
 - 六 誓約書
 - 七 その他必要な事項
- 3 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 4 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書

（法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第十条の二 法第四十九条の二第二項第四号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第十条の三 法第四十九条の二第二項第六号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするとき、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設)

第十条の四 法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

(厚生労働省令で定める指定医療機関)

第十条の五 法第四十九条の三第四項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第十条の八 法第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

二 誓約書

三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

(保護の実施機関の意見聴取)

第十一条 法第四十九条、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第十条第二項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第十条の六第二項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)第七条第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和三十二年法律第二百二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第一項、第一百零五条の九第一

項、第百十五條の十九第一項、第百十五條の二十九第一項若しくは第百十五條の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三號）第十四條第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七號）第九條第一項若しくは第十一條第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九號）第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九條、第五十四條の二第一項又は第五十五條第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更等の告示）

第十四條の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五條の三（第二號の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二條第二號から第四號までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

第十五條 法第五十一條第一項（法第五十四條の二第四項及び第五項並びに第五十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九條、第五十四條の二第一項又は第五十五條第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第十六條 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五條の三（第三號及び第四號の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二條第二號から第四號までに掲げる事項とする。

（診療報酬の請求及び支払）

第十七條 都道府県知事が法第五十三條第一項（法第五十五條の二において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六號）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五號）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九號）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

3. 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日厚生省告示第125号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十二条第二項(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和三十四年一月一日から適用し、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和二十五年八月厚生省告示第二百十二号)は、昭和三十三年十二月三十一日限り廃止する。

生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬

- 一 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第二条第七号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 三 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十二条第一項第一号に掲げる場合の例による。
- 四 前三項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の基本原理及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 五 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限

る。)及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七十九条第一項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

六 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第四十五条第三項(同法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定めのある契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第十九条第一項第二号又は同条第二項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第三項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定めによる。

七 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

八 第六項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第六項の規定は、これを適用しない。

4. 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日厚生省告示第222号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条第一項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第一条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第二条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

- 第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。
- 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

- 第八条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

- 第九条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

- 第十条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。
- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
 - 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

- 第十一条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後

期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第十二条 指定医療機関である薬局にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで、第七条第一項及び第八条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

船橋市 福祉サービス部 生活支援課

〒273-8504 船橋市湊町2丁目1番4号

電話 047(401)5153

FAX 047(436)3362